

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年5月17日（平成30年（行情）諮問第229号）

答申日：平成31年3月22日（平成30年度（行情）答申第515号）

事件名：予算編成に関する手順等が分かる文書の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「予算編成（要求）に関する手順（業務の流れ）や取り決め等がわかるもの。（他省庁からの通知や事務取扱要領なども開示をお願いします。）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書1」という。）を特定し、開示した決定について、諮問庁が別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）を追加して特定し、開示すべきとしていることは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年2月9日付け厚生労働省発会0209第1号により、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

予算編成（要求）に関する手順（業務の流れ）がわかるもの（事務取扱要領や規程、マニュアル等）を開示をお願いします。「平成30年度の基本的な方針」に限定した開示請求ではありません。同文言の開示請求を他省庁にも行ったところ、開示されなかった案件はありませんでした。厚生労働省でも特定すべき文書があると思われます。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成30年1月11日付けで、処分庁に対して、法4条1項の規定に基づき、「予算編成（要求）に関する手順（業務の流れ）や取り決め等がわかるもの。（他省庁からの通知や事務取扱要領なども開

示をお願いします。）」について、行政文書開示請求を行った。

- (2) これに対して、処分庁が平成30年2月9日付け厚生労働省発会0209第1号により開示決定(原処分)を行ったところ、請求者がこれを不服として、同月18日付け(同月19日受付)で審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、「平成30年度の概算要求について」について、新たに本件対象文書として特定した上で、「平成30年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」を開示することとした原処分は妥当であるとして諮問する。

## 3 理由

- (1) 本件審査請求に係る開示請求は、「予算編成(要求)に関する手順(業務の流れ)や取り決め等がわかるもの。(他省庁からの通知や事務取扱要領なども開示をお願いします。）」に関して行われたものである。

原処分は、「平成30年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」を本件対象文書として特定したところであるが、本件審査請求を受けて諮問庁において確認したところ、「平成30年度の概算要求について」についても、これを本件対象文書として特定することが妥当であると判断した。

- (2) 「平成30年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」について

当該行政文書は、各省各庁の概算要求に先立ち、予算編成作業を効率的に行うことなどを目的として、閣議了解された文書であり、各省各庁は、その範囲内で概算要求を行うこととされている。「要求・要望について」、「予算編成過程における検討事項」及び「要求期限等」の各項目で構成されており、平成30年度予算要求の具体的な方針が示されている文書である。

- (3) 請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で、「平成30年度の基本的な方針」に限定した開示請求ではありません。同文言の開示請求を他省庁にも行ったところ、開示されなかった案件はありませんでした。厚生労働省でも特定すべき文書があると思われる。」と主張している。しかし、原処分は不開示決定ではなく、開示文書を特定している。また、請求者は原処分に係る行政文書についても、本件審査請求と同日付けで行政文書の開示の申出も行っている。このため、平成30年2月9日付けで行った原処分は妥当である。

## 4 結論

以上のことにより、本件審査請求については、「平成30年度の概算要

求について」を，新たに本件対象文書として特定した上で，「平成30年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」を開示することとした原処分を維持することが妥当であるとする。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成30年5月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成31年2月28日 審議
- ④ 同年3月19日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件請求文書の開示請求について，処分庁は，本件対象文書1を特定し，その全部を開示する原処分を行ったところ，審査請求人は，文書の特定に誤りがあるとして，原処分の取消しを求めている。

諮問庁は，諮問に当たり，本件請求文書に該当するものとして本件対象文書2を追加して特定し，開示すべきであるとしていることから，以下，本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について，諮問庁の理由説明書（上記第3の3）の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し更に説明を求めさせたところによると，おおむね以下のとおりである。

ア 「平成30年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」

（本件対象文書1）は，各省各庁の概算要求に先立ち，予算編成作業を効率的に行うことなどを目的として，閣議了解された文書であり，各省各庁は，当該文書に基づき概算要求を行うこととされている。

当該文書は，「要求・要望について」，「予算編成過程における検討事項」及び「要求期限等」の各項目で構成された平成30年度予算要求の具体的な方針が示されている文書であり，「予算編成（要求）に関する手順（業務の流れ）や取り決め等がわかるもの」であることから，当該文書を本件請求文書に該当するものとして特定したことは妥当である。

イ また，諮問に当たり，新たに本件対象文書として特定することとした「平成30年度の概算要求について」（本件対象文書2）は，財務省主計局長から厚生労働省大臣官房長宛てに発出された文書であり，本件対象文書1が別紙1として添付されており，その他予算要求書の様式や記載要領等が添付されている文書であることから，本件請求文書に該当するものと判断したものである。

ウ さらに、予算編成（要求）に当たっては、大臣官房会計課から各部署に対して、通年で各種の作業依頼を行っているが、当該作業依頼は、提出が必要となった資料ごとにその都度作成等を依頼しているものであり、審査請求人が開示を求める「予算編成（要求）に関する手順（業務の流れ）や取り決め等がわかるもの」に該当するとは判断していない。したがって、厚生労働省においては、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当するものは、保有していない。

- (2) 当審査会において、諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、本件対象文書1には平成30年度予算要求の具体的な方針が記載されており、本件対象文書2には本件対象文書1が添付されている上、予算要求書の様式や記載要領等が添付されており、いずれも、諮問庁の説明のとおり、予算編成（要求）に関する手順（業務の流れ）や取り決め等が分かる文書であると認められることから、原処分において本件対象文書1を特定したこと及び諮問庁が本件対象文書2を追加して特定すべきであるとしていることは妥当である。また、厚生労働省において、これらの文書以外に、予算編成（要求）に関する手順（業務の流れ）や取り決め等が分かる文書として特定すべきものは保有していないとする上記(1)ウの諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書の外に本件請求文書として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

### 3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書1を特定し、開示した決定について、諮問庁が本件対象文書2を追加して特定し、開示すべきとしていることについては、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書2を追加して特定し、開示すべきとしていることは、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別紙

- 1 平成30年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について
- 2 平成30年度の概算要求について